

## 入札心得（工事）

- (1) 入札に指名された者は、入札について談合等、不正な行為をしてはならない。
- (2) 入札者は工事仕様書、設計図書及び現場熟知のうえ入札することとする。
- (3) 当入札は最低制限価格を設けることとする。
- (4) 入札者は、定められた提出期限までに、電子入札システムにより入札すること。（ただし、パソコントラブル等によりやむを得ず電子入札に参加できない場合は、紙入札方式参加届出書（様式第1号）を提出することにより、紙入札を認める。詳細は、「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」を参照のこと。）
- (5) 紙入札方式による入札書は市が指定する様式とする。
- (6) 紙入札方式による入札書の封筒に記載する事項については、次のとおりとする。
  - ① 「工事名」及び「入札書及び工事費内訳書」在中（赤字）
  - ② 入札者の商号又は名称、住所、代表者職氏名（要封印）
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き）を入札書に記載すること。
- (8) 電子入札案件において、開札の立会いは行わない。
- (9) 入札者のうち予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札者の内、最低価格の入札者を落札者と決定する。ただし、同価格の入札であったときは、「くじ」によって落札者を決定する。
- (10) 入札の回数は1回とする。
- (11) 落札者は、契約金額の100分の10以上の額に相当する額の契約保証金又はこれ代わる履行保証保険証書等を提出しなければならない。
- (12) 落札者は、すみやかに所定の工事請負契約書等、関係書類を受取り、契約を締結しなければならない。
- (13) 工事施工に当たり、一括下請負は建設業法で禁止されており、一括して他人に請け負わせてはならない。一括して請け負ってもならない。違反した場合は、一定の措置を実施する。
- (14) 入札参加者が入札を辞退するときは、開札時刻までに電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。（紙入札の場合は、持参にて管財課契約検査係まで提出すること。）
- (15) 下請契約の請負代金の合計が4,500万円（建築工事一式場合、7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者を「専任の監理技術者」として現場に置かなければならない。

- (16) 入札は、2人以上の入札者の参加がなければ成立しないものとする。
- (17) 契約金額300万円以上のものについて、保証会社の保証があるときは、契約金額の10分の4以内（千円未満切捨て）の前金払いを受けることができる。
- (18) 入札の無効
- ① 金額の記載がないもの。
  - ② 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
  - ③ 同一入札者が2以上の入札をしたとき、当該入札者のすべての入札
  - ④ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者の記名又は押印がなく）、入札者が判明しない入札
  - ⑤ 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項が確認できないとき。
  - ⑥ 最低制限価格に満たない入札
  - ⑦ 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの。
  - ⑧ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
  - ⑨ 入札参加資格の無いものがした入札
  - ⑩ 工事費内訳書に関して
    - ア 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札
    - イ 入札書の額と一致しないもの
    - ウ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札
  - ⑪ 開札までの間に、本市発注の入札工事を落札したとき。
  - ⑫ 建設業法に規定する技術者の配置ができない場合
  - ⑬ その他、特に指定した事項に違反したもの
- (19) 通報義務について
- 工事施工にあたり、第三者から不当要求や工事妨害等を受けた場合は、速やかに管轄の警察署に通報するとともに、宮若市役所管財課契約検査係まで、その旨を届け出ること。
- 通報を怠ったものは、「宮若市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要綱」（以下「指名停止要綱」という。）に基づき指名停止を行うものとする。
- （通報窓口） 直方警察署 刑事課 組織犯罪係  
(連絡先) 0949-22-0110 (内線 381・382)
- (20) 指名停止業者への下請けの選任禁止
- 落札者は、指名停止要綱により現に宮若市から指名停止を受けている業者を下請業者としてはならない。